

令和6年7月25日判決言渡

令和5年（行ケ）第10146号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年5月23日

判 決

5

原 告 株 式 会 社 ナ ベ ル

同訴訟代理人弁理士 田 平 誠

10

被 告 特 許 庁 長 官

同指定代理人 稲 葉 大 紀

西 堀 宏 之

金 丸 治 之

天 野 貴 子

15

富 澤 武 志

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

特許庁が不服2022-13808号事件について令和5年11月21日にした
審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、特許拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点
25 は、進歩性についての判断の誤りの有無である。

1 特許庁における手続の経緯等

原告は、平成30年5月21日（以下「本件出願日」という。）、発明の名称を「ラベル投入装置」とする発明について特許出願をした（特願2018-96892。以下「本願」という。）。本願の出願時の願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面は、特開2019-202785号公報のとおりである（甲3。以下、同明細書、特許請求の範囲及び図面を併せて「本願明細書」という。）。

原告は、令和4年3月21日、本願につき、特許請求の範囲の補正を伴う手続補正をしたが（甲4）、同年6月1日付けで拒絶査定を受けたので、同年9月3日付けで同拒絶査定に対する不服審判請求をした（不服2022-13808）。

特許庁は、令和5年11月21日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は同年12月1日に原告に送達された。

原告は、令和5年12月28日、本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

令和4年3月21日提出の手続補正書（甲4）により補正された特許請求の範囲の請求項1に係る発明（以下「本願発明」という。）は、次のとおりである。

「卵パックの2列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に沿って搬送される卵パックに長形状のラベルを一枚ずつ投入するラベル投入装置であって、立たせたラベルの下縁の長辺を前記ラベル配置領域に沿わせ、前記ラベルを長辺に沿った方向へ放出する放出機構を備えたラベル投入装置。」

3 本件審決

(1) 本件審決の理由の要旨は、次のとおりである。

本願発明は、甲1（実願昭51-130681号（実開昭53-50766号）のマイクロフィルム）に記載された発明（以下「引用発明」という。）及び甲2（特開2004-10102号公報）に記載された技術的事項に基づいて、当事者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

(2) 本件審決が認定した引用発明の内容、本願発明と引用発明の一致点及び相違

点並びに甲 2 に記載された技術的事項は、別紙記載のとおりである。

(3) 本件審決による相違点等の検討の結果は、要旨次のとおりである。

ア 相違点 1 について

引用発明の「ラベル挿入装置」は、「ラベルを一枚ずつ投入するラベル投入装置」
5 であるともいえる。甲 2 に記載された技術的事項のうち、「パック P」は本願発明の
「卵パック」に相当し、「パック P の卵収容部の…長手方向に沿って搬送される」こ
とは、本願発明の「ラベル配置領域に沿って搬送される」ことと同じ方向である。甲
1 と甲 2 は、ラベルを配置する装置という共通の技術分野に属し、卵パックの 2 列
10 配置するという共通の作用機能を有している。

そうすると、引用発明において、パックの搬送方向を甲 2 に記載された技術的事
項のようにラベル配置領域に沿った方向に搬送されるようにして、相違点 1 に係る
構成を備えるようにすることは、当業者であれば容易になし得たことである。

イ 相違点 2 について

15 引用発明のラベル挿入装置の構成によると、ラベル L は、上ベルト 3 と下ベルト
4 で搬送された後、保持を解除された後も、上ベルト 3 と接してベルトの駆動方向
に押し出されるようになるから、その移動方向は、ラベル L の搬送速度の慣性によ
るラベル輸送用ベルト 3、4 に沿った方向、すなわち、ラベルの長辺に沿った方向
であることは当業者に自明である。

20 そうすると、引用発明においてラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱する際
のラベルの移動方向には「長辺に沿った方向」の速度成分を備えるものであり、「長
辺に沿った方向へ放出する」ことを意味するから、相違点 2 は実質的な相違点では
ない。

ウ 効果について

25 本願発明の効果は、引用発明及び甲 2 に記載された技術的事項に基づいて当業者
が予測し得たものにすぎず、格別顕著なものではない。

第3 原告主張の取消事由（進歩性判断の誤り）

本件審決は、次に述べるとおり、相違点及び効果の検討に誤りがあり、これらは審決の結論に影響を及ぼすものであるから、本件審決は取り消されるべきである。

1 相違点1についての検討の誤り

5 (1) 甲1には、パックの搬送方向を、ラベル配置領域に直交する方向からラベル配置領域に沿った方向に変更することができるとは記載されていないし、その示唆もない。

(2) 引用発明のラベル挿入装置は、ラベルを傾斜させて、傾斜の下方延長方向へ滑空させながら落下させるから、空気抵抗の影響を受けて挙動が不安定になり、ラベルの落下位置がずれやすい。他方、甲2に記載された発明（以下「甲2発明」とい
10 う。）では、ラベルを鉛直に立たせて落下させるから、空気抵抗の影響をほとんど受けず、ラベルは瞬時に落下する。引用発明には甲2発明が備える上記の前提がないので、甲2発明の構成（ラベル配置領域に沿った方向）を採用することはできない。仮にこのような構成を採用すると、ラベルの落下位置がずれた場合には、ラベル配
15 置領域にラベルを投入する機能を果たし得なくなる。

また、引用発明は、ラベルが落下していく傾斜の下方延長方向と、コンベアによる卵パックの搬送方向とを交わるようにすることで、「ラベルを斜めにした状態で落
下させると、ラベルはその傾斜の下方延長方向に確実に落下する」という原理によ
り発明の目的を達しているところ、引用発明における卵パックの搬送方向を変える
20 ことは、上記目的にも反する。

そうすると、引用発明に甲2発明の構成を適用して相違点1に係る本願発明の構成とすることには阻害要因があるといえる。

(3) 以上によると、引用発明のうち、パックの搬送方向を甲2のようにラベル配置領域に沿った方向にして、相違点1に係る構成とすることは、当業者が容易にな
25 し得たことではないから、本件審決は誤りである。

2 相違点2についての検討の誤り

(1) 本願発明の「ラベルを長辺に沿った方向に放出する」とは、「放出」の語義（「はなちだすこと」、「ふきだすこと」等。乙1）からして、「ラベルを長辺に沿った方向に向けて、勢いを持たせて送り出す」ことを意味すると解すべきである。しかし、甲1には、ラベルをその長辺に沿った方向に向けて勢いを持たせて放出することは記載されていないし、その示唆もない。

(2) 本件審決は、引用発明において、「ラベルLは、保持を解除された後も、上ベルト3と接してベルトの駆動方向に押し出されるようになる」とするが、甲1において、ラベルLは、上下ベルト3、4の挟持が解除された後、再び上ベルト3に接することはないから、本件審決の上記認定は誤りである。

また、本件審決は、「ラベルLの移動方向は、ラベル輸送用ベルト3、4がラベルLを搬送していたときの速度の慣性によるラベル輸送用ベルト3、4に沿った方向である」とする。しかし、ラベルを卵パックに投入する際の投入ミスを軽減するため、卵パックに投入する直前にラベルを一旦保持する構成を採用することは技術常識である（甲6）。そうすると、引用発明においては、ラベルLの後端部がプーリ7、10の位置に到達した際、上下ベルト3、4は駆動を止めてラベルLを一旦保持し、その後、上下ベルト3、4が駆動を再開することで保持が解除され、これらの挟持から離脱するラベルLが、傾斜の下方延長方向（ラベルの短辺に沿った方向）に落下するといえる。したがって、本件審決の上記認定は誤りである。

(3) 以上によると、相違点2を実質的な相違点でないとした本件審決は誤りである。

3 効果についての検討の誤り

本件審決は、本願発明の効果が格別顕著なものといえないとする。

しかし、本願発明に係るラベル投入装置は、立たせたラベルの下縁の長辺をラベル配置領域に沿わせ、ラベルを長辺に沿った方向に放出することにより、ラベルを安定的にラベル配置領域に投入することができ、また、ラベル配置領域においてラベルがバウンドした場合でも、ラベルを正しい位置に安定して配置させることがで

きるという格別顕著な効果を有している。

したがって、本願発明に格別顕著な効果がないとした本件審決は誤りである。

第4 被告の反論

1 相違点1について

5 (1) 甲1及び甲2に記載された各発明は、いずれも共通の技術分野に属し、共通の作用機能を有している。また、輸送ベルトやコンベアを備えた装置においてレイアウトを最適化することは、このような装置に内在する課題である上、甲2には、卵パックを短手方向又は長手方向に搬送するようにレイアウト変更できる旨が明示的に記載されている。これらのことからして、引用発明に甲2に記載された技術的
10 事項を組み合わせる動機付けがあるとした本件審決に誤りはない。

(2) 原告は、空気抵抗の影響を受けて挙動が不安定になり、ラベルの落下位置がずれやすい引用発明は、このような影響を受けない甲2発明とは前提が異なるからその構成を採用することはできず、採用した場合にはラベル配置領域にラベルを投入する機能が果たし得なくなると主張する。しかし、甲1には原告が主張するよう
15 な趣旨の記載はなく、原告の上記主張は、甲1の記載に基づかない主張である。引用発明は、ラベルを斜めにした状態で落下させ、ラベルに「ベルトの移動方向への速度を付与」することにより、所定箇所に確実に供給できるようにしたものであるから、原告が主張の前提とする、引用発明のラベル挿入装置が「空気抵抗の影響を受けて挙動が不安定になり、インパックラベルの落下位置がずれやすい」というこ
20 とではなく、この前提は、甲1の記載と整合するものではない。

原告は、引用発明は、ラベルが落下していく傾斜の下方延長方向と、コンベアによる卵パックの搬送方向とが交わるようにすることで、「ラベルを斜めにした状態で落下させると、ラベルはその傾斜の下方延長方向に確実に落下する」という原理により発明の目的を達しており、卵パックの搬送方向をラベル配置領域に直行する方
25 向からラベル配置領域に沿った方向に換えようとすることは、インパックラベルを卵パックに投入するという機能を果たし得なくなり、また、その目的に反するとい

う阻害要因があると主張する。しかし、そもそもラベルの落下方向が「傾斜の下方延長方向」であるという前提が誤っている上、パックが輸送されるタイミングに合わせてラベルを投入することは、当該技術分野における技術常識であるから、パックの搬送方向を変更させた上で、タイミングに合わせてラベルを投入できるようにすることは、技術の具体化の際に当業者が通常採用し得る創作能力の発揮にすぎない。

したがって、甲 2 記載の構成を適用することに阻害要因があるとする原告の主張には理由がない。

2 相違点 2 について

10 (1) 甲 1 の記載によると、引用発明では、ラベル L が上下ベルト 3、4 の挟持から離脱する直前において、ラベル L にはベルトから「ベルトの移動方向」に対して速度が付与され、ラベル L の後端部分がプーリ 7、10 の位置を過ぎる際に、同速度で押し出されるようになる。したがって、相違点 2 を実質的な相違点でないとした本件審決に誤りはない。

15 (2) 原告は、本件審決が、引用発明につき、「ラベル L は、保持を解除された後も、上ベルト 3 と接してベルトの駆動方向に押し出されるようになる」とした点について、ラベル L は、上下ベルト 3、4 の挟持が解除された後、再び上ベルト 3 に接することはないから誤りであると主張する。しかし、本件審決の上記認定は、ラベル L の後端部分がプーリ 7、10 の位置を過ぎる際（ラベル L の後端部分が上下ベルト
20 3、4 に挟持されると同時に、ラベル L の後端部分より先の部分は保持（挟持）が解除されているが、上ベルト 3 に接する状態が存在する時点）に、ラベル L がベルトの駆動方向に搬送されていたときの速度で押し出されることを説明したにすぎず、ラベル L が再び上ベルト 3 に接するという趣旨を述べてはいない。

したがって、原告の主張には理由がない。

25 3 効果について

原告は、本願発明の効果を格別顕著なものと主張するが、甲 1、甲 2 及び本願明

細書の記載からすると、当業者が通常予測できる範囲のものにすぎない。

第5 当裁判所の判断

1 本願発明の概要

本願明細書（甲3）及び手続補正書（甲4）の記載によると、本願発明の概要は、
5 次のとおりと認められる（【】は本願明細書の段落番号を示す。）。

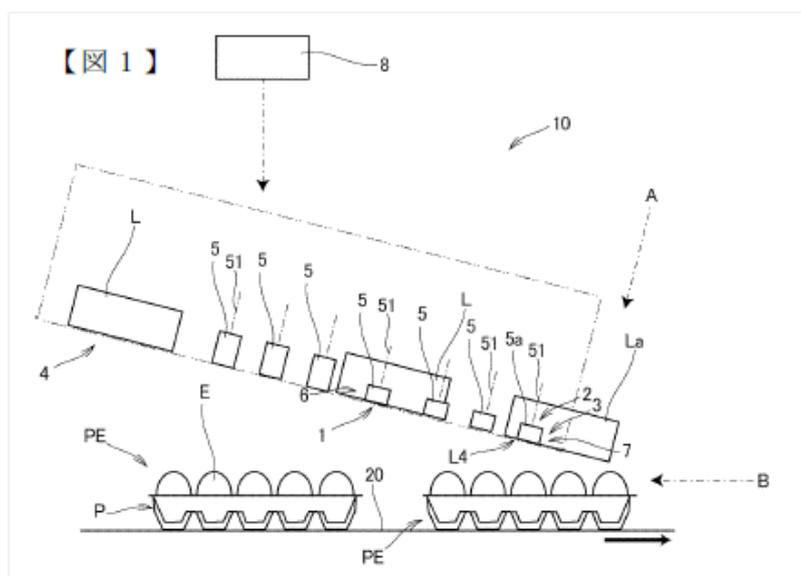
(1) 本願発明は、卵パックにラベルを投入するラベル投入装置に関する。（【0001】）

(2) 従来のラベル投入装置では、卵パックの2列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に向けて、ガイド板により形成された通路を介してラベルを落として
10 投入する。しかし、投入されるラベルが比較的薄くて小さい紙であることから、ガイド板の状態やガイド板付近の環境の影響を大きく受け、所望の位置に所望の姿勢でラベルを投入できない問題が生じることがあった。この問題は、特に卵パックが長手方向に搬送される場合に多く生じる。（【0002】～【0005】）

本願発明は、このような問題に着目し、請求項1（前記第2の2）に記載の構成を
15 採用した。本願発明によると、卵パックのラベル配置領域に確実にラベルを投入可能なラベル投入装置を提供できる。（【0006】～【0008】）

(3) 本願発明の一実施形態として、卵パックPEの2列に並んだ卵Eの間に形成されたラベル配置領域Rに向けてラベルLを一枚ずつ投入するものであって、搬送機構1、保持機構2、放出機構3及び複数のローラ5を備えたラベル投入装置10
20 を説明する。保持機構2は、ラベルLaの基端部L4を挟んで、卵パックPEに投入する直前のラベルLaをラベル配置領域Rに沿って立たせて保持する。放出機構3は、ラベル配置領域Rに沿って搬送される卵パックPEと同じ方向に、保持機構2で保持されたラベルLを放出する（ローラ5のうち、搬送路6の端部に位置するローラ5aは、搬送機構1、保持機構2の役割に加えて、ラベルLを解き放って卵
25 パックPEへラベルLを渡す放出機構3としての役割を果たす。ローラ5aによって放出口7から放出されたラベルLaには、重力の他に、ラベル配置領域Rに沿っ

た方向への慣性力がはたらく。)。このようなものであれば、卵パック P E のラベル配置領域 R に確実にラベル L を投入できる。(【0012】、【0015】、【0028】、【0029】、【図1】)



5 2 本願発明と引用発明の一致点、相違点について

(1) 引用発明

甲1には、別紙記載1の発明(引用発明)が記載されていることが認められる。

(2) 本願発明と引用発明との対比

10 本願発明と引用発明(別紙記載1)とを対比すると、一致点は別紙記載2、相違点は別紙記載3のとおりと認められる。

3 相違点1について

(1) 相違点1

相違点1は、次のとおりである(別紙記載3(1))。

15 「卵パックの2列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に長方形のラベルを一枚ずつ配置する装置」に関し、本願発明は、「卵パックの2列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に沿って搬送される卵パックに長方形のラベルを一枚ずつ投入するラベル投入装置」であるのに対し、引用発明は「コンベア11上のパック5は、パック5の卵収容部の短手方向に沿って搬送され」、「ラベルL」を

「ラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱してコンベア 1 1 に対し斜め前方に落下し、パック 5 の 2 列に並んだ卵の間の領域に確実に供給」する「ラベル挿入装置」である点。」

(2) 検討

- 5 ア 本件出願日前に日本国内で頒布された刊行物である甲 2 には、次の技術的事項が記載されていることが認められる。

「ラベル投入装置は、ラベル収容部 A と、ラベル供給部 B と、ラベル投入部 C とを有し、ラベル投入部 C は、取り出しローラ 3 9 により取り出された 1 枚のラベル L を一時的に収容しておく空間及びラベルをパック P に投入する投入通路が形成さ
10 れており、立たせたラベルの下縁の長辺をパック P の鶏卵 E と鶏卵 E の間の空間に沿わせ、パック P の鶏卵 E と鶏卵 E の間の空間に長方形のラベルを一枚ずつ立たせて下方向へ投入し、パック P は、パック P の卵収容部の短手方向、あるいは、長手方向に沿って搬送される、ラベル投入装置。」

また、甲 2 には、パック P の搬送方向に関し、「図 8 は、ラベル投入装置の配置構
15 成例を示す図である。図 6 の例では、パック P は図の右から左へと搬送されているが、図 8 の例では、図 6 の紙面に直交する方向に対応する方向に搬送されている。」

(段落【0039】)、「ラベル投入装置に対して包装容器が搬送されてくる方向については、特定の方向に限定されるものではない。」(段落【0042】)との記載がある。

- 20 イ 引用発明は、コンベアによりパックを搬送し、これに順次ラベルを投入していく装置に係る発明であるところ、このような装置において、コンベアや関連する装置の配置を最適化することは、当業者において自明の課題といえる。そして、引用発明が記載されている甲 1 と、甲 2 は、いずれも、ラベルを配置する装置という
25 共通の技術分野に属し、搬送される卵パックの 2 列に並んだ卵の間に形成された領域に長方形のラベルを長辺を下縁にして配置するという共通の作用機能を有する。

加えて、甲 2 には、上記アのとおり、パックの搬送方向について、卵収容部の短手方

向に沿うものであっても長手方向に沿うものであっても良い旨が明記されている。

そうすると、引用発明及び甲 2 に接した当業者において、引用発明における卵パックの搬送方向（卵収容部の短手方向に沿った方向）につき、甲 2 に記載された構成を適用し、相違点 1 に係る本願発明の構成（ラベル配置領域に沿った方向）とす
5 ることには、動機付けがあったといえ、容易に想到し得たものと認められる。

ウ 以上によると、当業者が相違点 1 に係る構成を備えるようにすることを容易
になし得たとする本件審決に誤りはない。

(3) 原告の主張について

原告は、甲 1 には卵パックの搬送方向を変更することにつき、記載も示唆もない
10 と主張する。しかし、上記(2)イのとおり、引用発明に係る装置において、コンベア
や関連する装置の配置を最適化することは、当業者において自明の課題といえる
ところ、同一の技術分野及び作用機能に係る甲 2 には、パックの搬送方向を変更
できる旨が明記されているから、引用発明及び甲 2 に接した当業者が、引用発明にお
ける卵パックの搬送方向につき、甲 2 に記載された構成を適用する動機付けが認め
15 られる。原告の主張は採用することができない。

原告は、引用発明ではラベルが空気抵抗の影響を受けて挙動が不安定になり落下
位置がずれやすいのに対し、甲 2 発明ではラベルが空気抵抗の影響をほとんど受け
ないとして、前提の異なる甲 2 記載の構成を引用発明に採用することはできないと
主張する。しかし、甲 1 には、従来装置の課題として「ラベルを水平方向にしたま
20 ま落下させるとラベルは空気抵抗でどこに落下するか予測できない」（明細書 2 頁 1
3～15 行目）ことを挙げ、引用発明は「ラベルを水平方向にしたまま落下させな
いで、ラベルを斜めにした状態で落下させると、ラベルはその傾斜の下方延長方向
に確実に落下すると云う原理に基（づ）いている」（同 3 頁 1～4 行目）として課題
を解決する旨が記載されている。甲 1 の記載を総合しても、このようにして課題を
25 解決することとした引用発明において、それにもかかわらず、ラベルが空気抵抗の
影響を受けて挙動が不安定になり、ラベルの落下位置がずれやすいと認められるも

のではなく、少なくとも、引用発明における卵パックの搬送方向を変更することに阻害要因があるとは認められない。原告の主張は採用することができない。

原告は、引用発明では、ラベルが落下していく傾斜の下方延長方向と、コンベアによる卵パックの搬送方向とが交わるようにすることで、発明の目的を達成しているところ、卵パックの搬送方向を変更することはその目的に反することになり、阻害要因があると主張する。しかし、甲1には、ラベルが落下していく方向と卵パックの搬送方向とが交わるようにすることにより発明の目的を達成している旨の記載はないし、甲1の記載を総合しても、卵パックの搬送方向が変更された場合に、引用発明の目的が達成されないと認めることはできない。また、パックが輸送されるタイミングに合わせてラベルを投入することは、当該技術分野における技術常識といえ、パックの搬送方向を変更させた上で、タイミングに合わせてラベルを投入できるようにすることは、当業者が通常採用し得る事項といえる。引用発明における卵パックの搬送方向を変更することに阻害要因があるとはいえない。

原告の主張は採用することができない。

15 4 相違点2について

(1) 相違点2

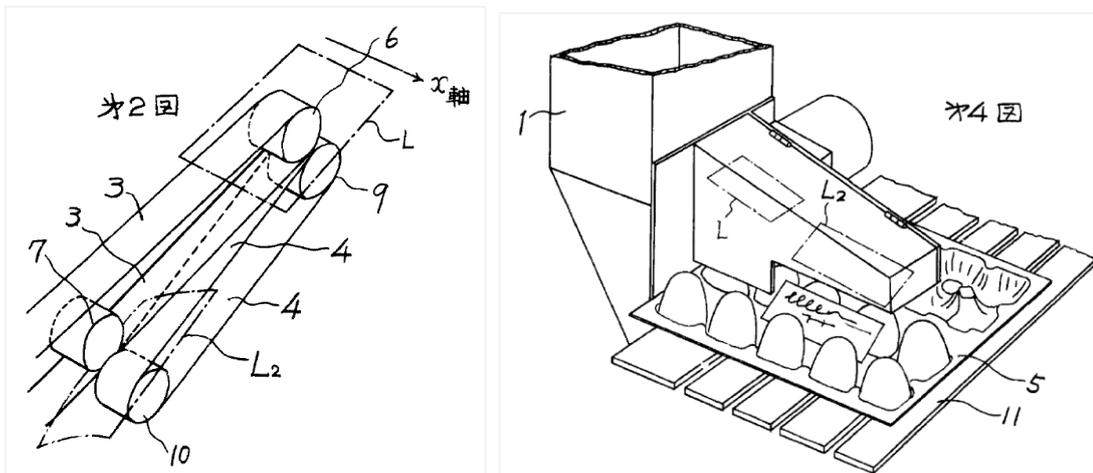
相違点2は、次のとおりである（別紙記載3(2)）。

「立たせたラベルの下縁の長辺をラベル配置領域に沿わせ、ラベルを送り出す機構」に関し、本願発明は、「立たせたラベルの下縁の長辺を前記ラベル配置領域に沿わせ、前記ラベルを長辺に沿った方向へ放出する放出機構を備え」るものであるのに対し、引用発明は、「上ベルト3はプーリ6とプーリ8の間に張られ、プーリ6とプーリ8の間にプーリ7が配置され、下ベルト4はプーリ9とプーリ10の間に張られており、プーリ7とプーリ8との間のベルトの下方には、下ベルト4が存在せず、プーリ6、9の場所では上下のプーリは正しく垂直方向上下に配置されているが、プーリ7、10の場所ではプーリ10がプーリ9の位置に対する正規の位置に比べてプーリ自身の幅よりやや大き目に右方向に、距離d1だけずれており、更に

やや上方に、距離 d_2 だけ移動した位置にあり、このためベルト 4 はややねじれて
プーリ 6、9 の位置では上下ベルトが正しく接していたのが、プーリ 7、10 の位
置では下のベルト 4 が上のベルト 3 からずれて 3 よりやや上方に来るので、ラベル
L はプーリ 6、9 の位置では水平に挟まれて移動させられるが、プーリ 7、10 の
5 位置に近づくにつれて斜めに傾き、ラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱して
コンベア 11 に対し斜め前方に落下し、パック 5 の 2 列に並んだ卵の間の領域に確
実に供給され、ラベル L の長辺が下となるように、コンベア 11 で搬送されるパッ
ク 5 に配置される」点。」

(2) 検討

10 ア 引用発明の上記相違点 2 に係る構成のほか、甲 1 の「第 2 図」、「第 4 図」を含
めた記載によると、ラベル L は、上下ベルト 3、4 の運動によって、ラベルカードリ
ッジ 1 からパック 5 の方向へ輸送されていく。そして、ラベル L は、当初（プーリ
6、9 付近）は、上下ベルト 3、4 に水平に挟まれているが、上下ベルト 3、4 の挟
持を離脱してパック 5 に供給される直前（プーリ 7、10 付近）では、プーリ 10 が
15 右方向にずれているために、ラベル L の長辺を下にするように斜めに傾くようにな
る。この状態で、ラベル L の全部が上下ベルト 3、4 の挟持から離脱すると、ラベル
L は、上下ベルト 3、4 の運動速度で同運動方向に押し出されるとともに、ラベル
L の重力により、その傾斜の下方延長方向に落下して、パック 5 内に充填された卵
の間の領域に供給されることとなる。



そうすると、引用発明において、ラベルLは、その重力により、ラベルLの短辺に沿った方向に落下するのみならず、上下ベルト3、4の運動を受けて、ラベルLの長辺に沿った方向に押し出されているものと認められる。

- 5 したがって、引用発明が備えるラベルを送り出す機構は、「立たせたラベルの下縁の長辺を前記ラベル配置領域に沿わせ、前記ラベルを長辺に沿った方向へ放出する」ものといえるから、相違点2は、実質的な相違点ではない。

イ 以上によると、相違点2は実質的な相違点ではないとする本件審決に誤りはない。

10 (3) 原告の主張について

原告は、本件審決が引用発明につき、「ラベルLは、保持を解除された後も、上ベルト3と接してベルトの駆動方向に押し出されるようになる」とした点につき、ラベルLは、上下ベルト3、4の挟持が解除された後、再び上ベルト3に接することはないから、本件審決の認定は誤りであると主張する。しかし、本件審決の上記認
 15 定部分は、ラベルLが上ベルト3との接触を離れた後に再び上ベルト3に接触する旨をいうものとは解されない。引用発明において、ラベルLは、上下ベルト3、4の運動によって輸送されていくから、その前端部分から後端部分にかけて、徐々に上下ベルト3、4の挟持から離脱していくこととなるが、その間も、少なくとも後端部分は上ベルト3に接してその運動により駆動方向に押し出されていく。本件審決

の上記認定部分は、これと同旨をいうものと理解できる。原告の主張は採用することができない。

原告は、卵パックにラベルを投入する直前にラベルを一旦保持する構成は技術常識であるから、引用発明においても、ラベルLの後端部がプーリ7、10の位置に
5 到達した際、上下ベルト3、4は駆動を止めてラベルLを一旦保持し、その後、上下
ベルト3、4が駆動を再開することで保持が解除され、ラベルLは、傾斜の下方延
長方向（ラベルの短辺に沿った方向）に落下すると主張する。しかし、仮に引用発明
において上下ベルト3、4が駆動を止めてラベルLを保持し、その後駆動を再開し
てラベルLの保持を解除するとしても、上下ベルト3、4の駆動の再開により、ラ
10 ベルトLには上下ベルト3、4の駆動による同駆動方向への駆動力が働くのであるか
ら、ラベルLがその長辺に沿った方向に押し出されることは否定できない。原告の
主張は採用することができない。

5 効果について

本願明細書の記載その他を考慮しても、本願発明の構成を採用することにより、
15 当業者が予測し得ない顕著な効果を奏するということはできないから、同旨をいう
本件審決に誤りはない。

原告は、本願発明に係るラベル投入装置により、ラベルを安定的にラベル配置領
域に投入することができること、ラベル配置領域においてラベルがバウンドした場
合でも正しい位置に安定して配置させることができること等の効果を主張する。し
20 かし、これらの効果は、本願明細書に記載されたものではない上に、本願発明は、ラ
ベルの落下方向と卵パックの搬送方向が同じである状況において、ラベル配置領域
に沿った方向への慣性力を働かせる態様でラベルを送り出すというものであるとこ
ろ、このような効果は、前記4(2)アのとおりの引用発明の構成（卵パックへラベル
を配置する装置のラベルを送り出す機構において、ラベルは、その重力により、ラ
25 ベルトの短辺に沿った方向に落下するのみならず、上下ベルトの運動を受けて、ラベ
ルの長辺に沿った方向に押し出され、卵パック内の配置領域に供給される。）に、前

記3(2)アのとおり甲2に記載された技術的事項(卵パックヘラベルを配置する装置において、卵パックは、パックの卵収容部の短手方向又は長手方向のいずれに搬送されてもよい。)を適用することによって予測できる効果ということができ、いずれも当業者が予測し得ない顕著な効果とは認められない。原告の主張は採用することができない。

6 結論

以上の次第であるから、本願発明は、本件出願日当時、当業者が引用発明に基づいて容易に発明することができたものであると認められる。したがって、拒絶査定不服審判請求を成り立たないとした本件審決に誤りはない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官

本 多 知 成

裁判官

遠 山 敦 士

裁判官

天 野 研 司

(別紙)

1 引用発明

コンベア 1 1 上のパック 5 は、パック 5 の卵収容部の短手方向に沿って搬送され、上、下のラベル輸送用ベルト 3、4 は、水平に対して傾斜した状態で長方形のラベル L を保持し、かつその状態でラベル L の保持を解除するものであり、ラベル L を挟むように互に接しており、上ベルト 3 はプーリ 6 とプーリ 8 の間に張られ、プーリ 6 とプーリ 8 の間にプーリ 7 が配置され、下ベルト 4 はプーリ 9 とプーリ 10 の間に張られており、プーリ 7 とプーリ 8 との間のベルトの下方には、下ベルト 4 が存在せず、プーリ 6、9 の場所では上下のプーリは正しく垂直方向上下に配置されているが、プーリ 7、10 の場所ではプーリ 10 がプーリ 9 の位置に対する正規の位置に比べてプーリ自身の幅よりやや大き目に右方向に、距離 d_1 だけずれており、更にやや上方に、距離 d_2 だけ移動した位置にあり、このためベルト 4 はややねじれてプーリ 6、9 の位置では上下ベルトが正しく接していたのが、プーリ 7、10 の位置では下のベルト 4 が上のベルト 3 からずれて 3 よりやや上方に来るので、ラベル L はプーリ 6、9 の位置では水平に挟まれて移動させられるが、プーリ 7、10 の位置に近づくにつれて斜めに傾き、ラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱してコンベア 1 1 に対し斜め前方に落下し、パック 5 の 2 列に並んだ卵の間の領域に確実に供給され、ラベル L の長辺が下となるように、コンベア 1 1 で搬送されるパック 5 に配置される、ラベル挿入装置。

2 本願発明と引用発明の一致点

「卵パックの 2 列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に長方形のラベルを一枚ずつ配置する装置であって、立たせたラベルの下縁の長辺をラベル配置領域に沿わせ、ラベルを送り出す機構を備えたラベルを一枚ずつ配置する装置」である点。

3 本願発明と引用発明の相違点

(1) 相違点 1

「卵パックの 2 列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に長方形のラベルを一枚ずつ配置する装置」に関し、本願発明は、「卵パックの 2 列に並んだ卵の間に形成されたラベル配置領域に沿って搬送される卵パックに長方形のラベルを一枚ずつ投入するラベル投入装置」であるのに対し、引用発明は「コンベア 1 1 上のパック 5 は、パック 5 の卵収容部の短手方向に沿って搬送され」、「ラベル L」を「ラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱してコンベア 1 1 に対し斜め前方に落下し、パック 5 の 2 列に並んだ卵の間の領域に確実に供給する「ラベル挿入装置」である点。

(2) 相違点 2

「立たせたラベルの下縁の長辺をラベル配置領域に沿わせ、ラベルを送り出す機構」に関し、本願発明は、「立たせたラベルの下縁の長辺を前記ラベル配置領域に沿わせ、前記ラベルを長辺に沿った方向へ放出する放出機構を備え」る

ものであるのに対し、引用発明は、「上ベルト 3 はプーリ 6 とプーリ 8 の間に張られ、プーリ 6 とプーリ 8 の間にプーリ 7 が配置され、下ベルト 4 はプーリ 9 とプーリ 10 の間に張られており、プーリ 7 とプーリ 8 との間のベルトの下方には、下ベルト 4 が存在せず、プーリ 6、9 の場所では上下のプーリは正しく垂直方向上下に配置されているが、プーリ 7、10 の場所ではプーリ 10 がプーリ 9 の位置に対する正規の位置に比べてプーリ自身の幅よりやや大き目に右方向に、距離 d_1 だけずれており、更にやや上方に、距離 d_2 だけ移動した位置にあり、このためベルト 4 はややねじれてプーリ 6、9 の位置では上下ベルトが正しく接していたのが、プーリ 7、10 の位置では下のベルト 4 が上のベルト 3 からずれて 3 よりやや上方に来るので、ラベル L はプーリ 6、9 の位置では水平に挟まれて移動させられるが、プーリ 7、10 の位置に近づくにつれて斜めに傾き、ラベル輸送用ベルト 3、4 の挟持から離脱してコンベア 11 に対し斜め前方に落下し、パック 5 の 2 列に並んだ卵の間の領域に確実に供給され、ラベル L の長辺が下となるように、コンベア 11 で搬送されるパック 5 に配置される」点。

4 引用文献 2 に記載された技術的事項

ラベル投入装置は、ラベル収容部 A と、ラベル供給部 B と、ラベル投入部 C とを有し、ラベル投入部 C は、取り出しローラ 39 により取り出された 1 枚のラベル L を一時的に収容しておく空間及びラベルをパック P に投入する投入通路が形成されており、立たせたラベルの下縁の長辺をパック P の鶏卵 E と鶏卵 E の間の空間に沿わせ、パック P の鶏卵 E と鶏卵 E の間の空間に長方形のラベルを一枚ずつ立たせて下方向へ投入し、パック P は、パック P の卵収容部の短手方向、あるいは、長手方向に沿って搬送される、ラベル投入装置。

以上